

光市中小企業融資制度のご案内

令和5年5月1日改定

資金名	区分	融資の対象	資金使途	融資 限度額 (千円)	融資利率 (年%)	保証料率	保証料の 市補 給額	融資期間 ()内は 据置期間	保証人	担 保	備 考
小口融資	1号資金 (長期資金)	市内在住者で1年以上営業実績があり、信用保証法施行令の特定事業を営む小規模企業者	運転・設備	10,000	1.9	保証協会の定める率	全額	5年以内	原則法人の代表者以外は不要	必要により徴求	
	2号資金 (事業承継資金)	事業を営んでいる者から譲り受けた事業を、同一の所在地において行う5年未満の者 ・指定金融機関等から推薦を受けられる者	運転・設備	10,000	基準利率 1.3 女性による事業承継△0.1%			5年以内			融資実行後1年以内に市内に居住する場合、市外在住でも申込が可能。
	3号資金 (設備投資促進資金)	市内で事業を営み、市内で設備投資を新たに実施する小規模企業者	設備	20,000	1.3			15年以内※			※融資期間が5年を超える場合、対象設備の法定耐用年数が上限。
	4号資金 (創業資金)	直ちに新たな事業を開始（新会社設立を含む）する者又は事業を開始し5年未満の者。 ・市内で事業を営む18歳以上のもの ・指定金融機関等から推薦を受けられる者 ・創業に要する資金の5分の1以上の自己資金を有する者	運転・設備	10,000 ただし、特定創業支援事業を受けたものは15,000	基準利率 1.8 ①特定創業支援事業を受けた者△0.5% ②県外からの移住者△0.5% ③女性による創業△0.1% ①と③、②と③併用可			7年以内 (6月)			事業承継資金の要件に合致する場合は利用不可。 融資実行後1年以内に市内に居住する場合、市外在住でも申込が可能。 特定創業支援事業を受けた者は自己資金要件不要。
不況対策特別融資		市内在住者であって、引き続き1年以上の営業実績があり、信用保証法に規定する「特定事業」を行う中小企業者で、売上減少等により事業活動に著しく支障をきたしている者	運転・設備	10,000	1.8	保証協会の定める率	全額	10年以内 (1年)			融資期間（据置期間） 5年以内（6月）から拡充 令和5年4月1日変更
振興資金融資	長期資金	市内在住者であって、1年以上営業実績のある中小企業者	運転・設備	10,000	2.0	無	無	7年以内 (6月)			保証料については、保証付きの場合のみ必要（保証協会の定める率）

■借入申込に必要な添付書類

- ・各融資制度における申込書（小口融資申込書、中小企業不況対策特別融資申込書、中小企業振興資金融資申込書）
- ・信用保証申込書（振興資金は除く）
- ・市税完納証明書（法人は、法人と代表者個人の完納証明書）
- ・印鑑証明書
- ・決算書もしくは確定申告書の写し（3期分）
- ・保証人調書
- ・同意書（信用保証料の返戻金を市が受領することに対する同意書）
- ・事業承継資金融資推薦書（小口融資2号資金のみ）
- ・創業資金融資推薦書（小口融資4号資金のみ）

○法人で申し込む場合

会社の登記事項証明書と定款（写しで可）

○許可を必要とする業種の場合

営業許可書（写しで可）

○設備資金での申し込みの場合

設備の見積書

*その他必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

■融資制度のお申込先

○小口融資・不況対策特別融資

市内各金融機関（ゆうちょ銀行、農協、漁協を除く）
光商工会議所、大和商工会、光市商工振興課

○振興資金融資

市内各金融機関（ゆうちょ銀行、農協、漁協を除く）

■各融資制度のお問合せ先

○光商工会議所 TEL 0833（71）0650

○大和商工会 TEL 0820（48）2705

○光市商工振興課 TEL 0833（72）1519